

公益社団法人島根県林業公社役員の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条、第105条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び定款第30条の規定に基づき、公益社団法人島根県林業公社の役員(理事及び監事)の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬の種類及び手当)

第2条 役員の報酬は、常勤役員にあつては本給及び期末手当とし、非常勤役員にあつては職務執行の都度、定額を支払うものとする。

- 2 前項に定める報酬のほか、常勤役員には、通勤手当を支給することができる。
- 3 役員に退職手当は支給しないものとする。

(報酬及び手当の額及び支払方法)

第3条 役員の報酬及び手当（以下「報酬等」という）は、その金額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬等から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬等の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 役員が報酬等の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。
- 3 非常勤役員の報酬等の支給方法は島根県の「非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例（昭和27年島根県条例第38号）」の例による。

ただし、原則として、公務員及び団体等の役員であつて、当該所属団体等から報酬又は給与の支給を受けている者には、支給しないものとする。

- 4 常勤役員の期末手当及び通勤手当についての額は、島根県の「職員給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）」の例による。

(報酬の決定基準)

第4条 常勤役員の報酬については、理事長が定める。

- 2 第1項に規定する額は、総会の決議によって定められた総額の範囲内において、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。

(日割計算)

第5条 新たに役員になった者には、その日から報酬を支給する。

- 2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- 3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(端数の処理)

第6条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、公益社団法人島根県林業公社の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
- 2 この規程は、令和 3年 2月19日から施行する。